保健所ではこのような対応をしています。

保健所の活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法に基づく「結核患者発生届」から、始まります。

患者

受診

通院 → 治療終了・経過観察

入院 → 退院 → 治療終了・経過観察

医療機関

結核と診断

届出

●「結核発生届」（法第12条）診断後直ちに。
●「感染患者医療費公費負担申請書」（法第37条の2）治療開始日に記入し、できるだけ早く。
●「入院結核患者届出票」（法第53条の11）7日以内に。

医師連絡

菌検査情報 ①
●喀痰塗抹検査で周囲の感染性を判断します。
●菌の検出率を高めるため、3回の検査をお願いします。
●PCR等により非結核性抗酸菌症を早く判別できます。

患者院内面接

●療養の支援
●発症の経過、家族、職場、学校等での接触者の状況等を本人に会って確認します。

医師連絡

菌検査情報 ②
●培養・同定検査結果で接触者健診の重要度が変わります。
●薬剤感受性試験結果により、化学予防の内容が変わります。

届出

●「退院結核患者届出票」（法第53条の11）7日以内に。

治療終了・経過観察

●「結核患者連絡票」にて治療終了日をお知らせください
●「患者票」を返納してください。

保健所

受理・登録 → **家庭訪問及び病院面接**（法第53条の11）

家庭訪問
●発症の経過、家庭、接触者の状況等を確認します。
●自宅での療養、服薬管理を支援します。

感染症診査協議会 → **患者票の送付**（診査会の意見書）

●「就業制限」（法第18条）と「入院」（法第20条）の医療についての診査を行います。
●一般患者に対する医療についての診査（法第37条の2）を行います。

サーベイランス事業

（厚生労働省による結核に関する発生動向調査解析還元システム）

所内検討会 → **接触者健診**

「感染源の追求と二次感染の予防」（法第17条）
●対象者：患者家族及び接触者
●内容：IGRA検査
→保健所で実施します。
胸部X線検査・ツベルクリン反応検査等
→委託医療機関で白の保健カードにて実施します。（無料）

受理

家庭訪問
●自宅での療養、服薬管理を支援します。

受理 → **精密検査** → **登録削除**

●治療終了後、1～3年間は再発しないことを確認していくために、6か月に1回程度は検診を受けるように勧めています。（法第53条の13）委託医療機関で黄色の保健カードにて実施します。（無料）

●不活動性に区分されたのち、削除基準に基づき登録から削除します。

目的は？
感染症である結核を他の人に感染させないために、また患者さんが治療を受け、早く健康を回復するよう支援しています。

連絡先：保健所　地域保健課
感染症係
TEL024-924-2163